株主各位

東京都東村山市栄町二丁目32番地13

株式会社 アルメディオ

代表取締役社長 髙 橋

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成27年6月25日(木曜日)午後1時
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第35期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
- 2. 第35期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)連 結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の 継続及び特別委員選任の承認の件

4. 事業報告等のインターネット開示

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。

(http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/7/8/7859/soukai.html)

本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。

- (1)事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」
- (2)事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」
- (3)計算書類の「個別注記表」
- (4)連結計算書類の「連結注記表」

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載させていただきます。 (http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/7/8/7859/soukai.html)
- ◎当日、当社役職員はノーネクタイ (クールビズ) にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の低迷や原材料等の価格上昇による影響が懸念されたものの、政府の経済政策や日銀による追加金融緩和策を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

一方、世界経済は、米国で回復基調が続き、中国経済は成長率の鈍化が みられましたが一定の成長を確保しました。しかしながら、欧州経済のデ フレ懸念や新興国の減速があり、景気の先行きは依然として不透明な状況 にあります。

当社グループの関連する情報家電業界は、カーオーディオ・カーナビ等の車載機器は、米国を中心とした海外での自動車需要が拡大基調となったため堅調に推移しましたが、AV機器向けの需要は、新興国での成長が鈍化したため、引き続き厳しい状況で推移しました。

音楽映像業界は、配信サービスへと移行が進み、発売タイトル数も伸び ず、光ディスクの販売枚数は微減が続きました。

断熱材事業に関する各種工業炉用炉材の関連市場は、産業炉関連メーカーの設備投資が回復傾向となり、海外を中心に需要が増加しました。中国では、中国国内の太陽光発電向けの炉材需要が引き続き堅調に推移しました。

デジタルアーカイブ市場は、企業活動によって得られた過去の蓄積データの活用と長期保存する必要性が高まっており、保存性や信頼性、更に保守費用が抑制できる光ディスクによるデジタルアーカイブの需要が増加しました。

また、希望退職者の募集に伴う費用とクリエイティブメディア事業の撤退に伴う固定資産減損損失及び事業撤退損失を特別損失として計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高36億26百万円(前期比91.7% 増)、営業利益1億37百万円、経常利益1億40百万円、当期純損失1億36百万円となりました。

事業の種類別セグメント業績は以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、アーカイブ事業部を編成し本格展開を始めたことにより、「アーカイブ事業」セグメントを新設し、その他事業につきましては、重要性が低いことから「アーカイブ事業」セグメントに含めております。

また、第2四半期連結会計期間より、ティアック株式会社から譲受したストレージデバイス事業を「アーカイブ事業」に含め、「ストレージソリューション」として活動を開始しております。

テストメディア事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテスティングセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テスティング」が含まれます。

テストメディアは、車載機器向けの需要が、米国を中心とした海外市場の自動車需要が引き続き好調だったため、堅調に推移しました。次世代ゲーム機の需要も発売開始から時間が経過したため、需要に落ち着きが見られました。AV機器向けの需要は、引き続き市場全体の低迷が続き、売上は前年を下回りました。

テスティングは、ハード機器関連の評価受託などテストアイテムの拡充 を図りながらサービス展開しましたが、売上は前年を下回りました。

以上により、テストメディア事業の売上高は4億57百万円(前期比15.1%減)となりました。

クリエイティブメディア事業

当事業は、CD・DVD・BDのOEM製造・販売を行っております。 クリエイティブメディアは、微減が続く音楽映像市場に対して受注量を 確保する活動を行いましたが、発売タイトル数は伸びず、発注ロット数も 少量化したため、受注量は減少しました。一方、音楽映像系以外の未開拓 顧客におけるシェア拡大を図った結果、新たな顧客層として獲得した教材 や出版市場における受注量が増加し、売上は前年を上回りました。

しかしながら、需要悪化による想定以上の販売価格の下落や原材料費の 高止まりにより、事業収益力は低下しました。今後のクリエイティブメディア事業を取り巻く市場環境が改善する見通しはなく、今後の収益事業化 は困難であると判断し、平成27年5月31日をもって事業撤退することといたしました。

以上により、クリエイティブメディア事業の売上高は7億54百万円(前期比7.6%増)となりました。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。

国内では、同社製品を中心とした輸入販売を行っており、顧客ニーズにあった商品を拡充することで、拡販活動を行いました。九州事業所では、産業炉用加熱プラントの受注拡大に取り組みました。その結果、東南アジア向けの輸出案件を中心に主力製品の受注が好調に推移し、売上は前年を大きく上回りました。

阿爾賽は、太陽光発電用炉材の需要が引き続き高く、主力製品や異形成 形品等の受注が堅調に推移し、売上は前年を大きく上回る推移となりまし た。

以上により、断熱材事業の売上高は10億67百万円(前期比69.2%増)となりました。

アーカイブ事業

当事業は、重要な情報を長期に亘って保存及び利用するための長期保存用ドライブと長期保存用光ディスクの販売を行う「アーカイブ」と、譲受した産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行う「ストレージソリューション」が含まれます。

なお、当事業は、第1四半期連結会計期間より事業部を組織して本格展 開を始めております。

アーカイブは、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクを起点 としたソリューション提案を行うことで、拡販活動を行いました。竣工図 書の文書整理から電子化、保管及び文書管理する受託ビジネスに参入し、 売上拡大を図りました。

ストレージソリューションは、産業用及びAV機器用光ドライブを8月から国内外取引先へ販売を開始しました。産業機器の更新が計画的に行われ、他社からの切換え採用が獲得できたことで、売上は堅調に推移しました。

以上により、アーカイブ事業の売上高は13億47百万円となりました。

事業部門別売上高

	\	_	期	別		第 34 平成26年		(第 35 平成27年	期 3月期)	対前期比増減率
区	分				売	上 高	構成比	売	上 高	構成比	「 原 平
						百万円	%		百万円	%	%
テフ	ストラ	! デ	イアリ	事業		539	28. 5		457	12.6	△15. 1
クリ:	エイテ	ィブメ	ディア	事業		700	37. 0		754	20.8	7. 6
断	熱	材	事	業		631	33. 4		1,067	29. 4	69. 2
そ	0)	他	事	業		20	1. 1		_	_	_
ア、	一力	イ	ブ事	業		_	_		1, 347	37. 2	_
合				計		1,891	100.0		3, 626	100.0	91.7

(注) 第35期第1四半期連結会計期間より、アーカイブ事業部を編成し本格展開を始めたことにより、「アーカイブ事業」セグメントを新設し、その他事業につきましては、重要性が低いことから「アーカイブ事業」セグメントに含めております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は34百万円で主なものは以下のとおりです。

- イ.アーカイブ事業において、サービス拡充を目的として、12百万円の設備投資を行いました。
- ロ. 断熱材事業において、連結子会社阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限公司の 生産能力の増強を目的として14百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より長期 借入金及び短期借入金として各3億円の調達を行いました。

また、第2回新株予約権(ライツ・オファリング)の権利行使に伴い、 4億36百万円の調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成26年7月31日を効力発生日として、ティアック株式会社よりアーカイブ分野で長期保存用ドライブと長期保存用ディスクを組み合わせた総合アーカイブビジネスの展開を加速させるため、ストレージデバイス事業を譲受けました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項	目	期	别	第32期 (平成24年3月期)	第33期 (平成25年3月期)	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (平成27年3月期)
売	上	高(百万	7円)	2, 259	2, 049	1, 891	3, 626
経 又は	常 利 経常損失	<u>益</u> (百万	7円)	△259	△278	△230	140
当其	月純 損 失	(△)(百万	7円)	△449	△450	△1, 402	△136
1株当	たり当期純損気	た(△) (円)		△94. 31	△94. 39	△294. 15	△17. 74
総	資	産(百万	7円)	4, 729	4, 108	2, 863	3, 948
純	資	産(百万	7円)	4, 083	3, 651	2, 308	2, 636

② 当社の財産及び損益の状況

項	目	期	別	第32期 (平成24年3月期)	第33期 (平成25年3月期)	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (平成27年3月期)
売	上	高(百万	7円)	1,620	1, 576	1, 300	2, 668
経 "	常損失	(Δ)(百万	7円)	△366	△328	△296	△46
当其	月純 損 失	(△)(百万	5円)	△537	△483	△1, 451	△262
1株当	íたり当期純損	失(△)(円)		△112.62	△101.39	△304. 37	△34. 02
総	資	産(百万	7円)	4, 622	3, 974	2, 511	3, 386
純	資	産(百万	5円)	4, 084	3, 593	2, 117	2, 273

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
阿爾賽限公司	(蘇州) 無	無機材料有	2	, 100	US \$	% 100. 0	電子部品用副資材、耐火材料及 び関連製品の開発・製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「再成長計画(ReGrowth2014)」を策定し、本計画に基づき、次の施策を実施することで、経営の安定化を図りました。

- ① 希望退職募集の実施による全社固定費のスリム化
- ② ライツ・オファリング (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償 割当て)による資本増強の実施
- ③ ストレージソリューション事業 (産業用及びAV機器用光ドライブ)を ティアック株式会社より事業譲受し、アーカイブ事業の強化を実現 これにより、計画初年度の目標であった連結営業利益の黒字転換を達成し ました。

再成長計画の実施により、経営の安定化は進みましたが、平成27年3月31日付「当社一部事業の撤退に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、事業収益が悪化したクリエイティブメディア事業の事業撤退を決定しました。

クリエイティブメディア事業の事業領域である音楽映像市場では、タブレットPCやスマートフォンの台頭により光ディスクの持つコンテンツ媒体としての役割は急激に低下し、市場の縮小が継続しました。また、音楽映像市場以外のコンテンツ市場においても、需要悪化による想定以上の販売価格の下落や原材料費の高止まりにより、事業収益力の悪化が進み、今後もクリエイティブメディア事業を取り巻く市場環境が改善する見通しはなく、今後の収益事業化が困難であると判断し、事業撤退を経営判断しました。

計画の見直しにあたっては、事業撤退による一時的な業績への影響はあるものの、事業構造改革をより進めることによって、当社の企業価値再成長に向けた取り組みである、「経営の安定化」をまず実現し、中長期的には「経営体制の強化」「新成長ドライバーの確立」に取り組むという基本方針は堅持します。

「経営体制の強化」を実現するため、「事業の選択と集中」と「構造改革」を引き続き進め、第36期連結営業利益の拡大を必達目標とし、以下の重点課題に取り組み、会社を再成長軌道に乗せるべく邁進していく所存です。

- ① アーカイブ事業は、産業用及びAV機器用光ドライブの売上拡大を図るとともに、長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの供給を起点にデータ保管関連のサービス領域への事業展開を図り、ソリューション事業としての確立を図る。
- ② 断熱材事業は、材料売りから築炉設計~施工領域をカバーしたソリューションによる売上拡大を図る。

- ③ テストメディア事業は、事業名称をプロダクトインスペクション事業と 改称し、テストディスクだけではなく、画像認識技術を活かした検査装置 等の開発・販売や検査業務の受託等、事業領域を拡大し、事業展開をはか る。
- ④ クリエイティブメディア事業は、平成27年5月31日を以て事業撤退する。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司の計2 社で構成されており、テストディスクの開発・製造・販売、CD・DVD・BDのOEM製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテスティングセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託、光メディア用計測器の開発・製造・販売、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場(平成27年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

	名		称		所	在	地
本				社	東京都東村山市		
羽	村	事	業	所	東京都羽村市		
九	州	事	業	所	福岡県北九州市		

② 子会社の事業所

名	称	所	在	地
阿爾賽 (蘇州)	無機材料有限公司	中華人民共和国活	工蘇省呉江経済技	術開発区

(7) **従業員の状況**(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	- 辛	ř.	員	数	前連結会計年度末比増減
			185名		5名(増)

(注) 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従	業員	1	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均剪	抗	年	数
	7	0名		15名(減)		4	43. 5歳				2. 2	5年	

(注) 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借	当			入			1	先	借	入	額
多	J	擎	信		用	金	Ž	庫			302百万円
株	式	会	社	ŋ	そ	な	銀	行			285
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行			1

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

20,900,000株

② 発行済株式の総数

9, 192, 316株

③ 株主数

3,215名

④ 大株主(上位10名)

杉	朱			Ì	-			3	名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
日	本	証	券	金	融	株	式	会	社	1,042,100株	11. 92%
髙			橋						靖	566, 800	6. 48
髙			橋						正	260, 400	2. 98
飯			沼			芳			夫	221, 700	2. 53
多		摩	信	i	用		金		庫	214, 000	2. 44
長		谷		Л	I		利		貴	172, 000	1. 96
株	式	会	社	ŋ	7	-	な	銀	行	137, 000	1. 56
日本	ド トラ	ステ	ィ・	サー	ビス信	託	銀行	株式:	会社	118, 800	1. 35
ア	ル	メラ	デ 1	· オ	- 社	員	持	株	숫	110, 619	1. 26
大			原			達			夫	106, 400	1. 21

- (注) 1. 当社は、自己株式を455,370株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当該事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された 新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する事項

当社は、平成25年11月21日開催の当社取締役会において、当社の取締役及び従業員ならびに外部協力者に対し、新株予約権(有償ストックオプション)を発行することを決議し平成25年12月16日に発行しております。

その概要は以下のとおりであります。

新株予約権の数	4,530個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 453,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 501円
新株予約権の行使価額	1株につき147円(注3)
新株予約権行使期間	平成27年5月22日から 平成31年5月21日まで
新株予約権の行使条件	(注1)
保有状況	(注2)

(注1) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、平成27年3月期、平成28年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 平成27年3月期の営業利益が黒字化達成の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を平成27年5月22日から平成31年5月21日までの期間に行使することができる。
 - (b) 平成28年3月期の営業利益が1.6億円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を平成28年5月22日から平成31年5月21日までの期間に行使することができる。
- ②新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値の1週間(当日を含む直近の5本邦営業日)の単純平均株価が、行使価額に対し、割当日から平成31年5月21日までの期間について行使価額の60%(1円未満の端数は切り捨てる。)を一度でも下回った場合、上記①の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。
- ③本新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった新株予約権者は、新 株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従 業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な 理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は取締役会が認めた場合とする。
- ⑤本新株予約権発行時において外部協力者であった新株予約権者は本新株予約権の権利行使時においても、当社との間で協力関係があることを要する。ただし、協力関係がなくなった場合でも取締役会が業務提携の実績を認めた場合は、この限りではない。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 新株予約権の付与状況

	保有者数	保有数	目的である株式の数
当社取締役	5名	2,810個	281,000株
当社従業員	47名	1,660個	166,000株
外部協力者	1名	60個	6,000株

(注3) 平成26年4月30日にその実施を決議したライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て。以下、「本件ライツ・オファリング」といいます。) での権利行使結果により新株式(3,967,316株)を発行したことに伴い、平成27年3月18日開催の取締役会において、当社が平成25年11月21日に発行を決議しました新株予約権(有償ストック・オプション)の1株あたりの行使価額について、下記のとおり調整することを決議いたしました。

調整後1株当たり	調整前1株当たり
行使価額	行使価額
147円	176円

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

;	地	位		氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	表取締	役 社	長	髙	橋		靖	断熱材事業担当・ 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事長
取	締 役 畐	削 社	長	飯	沼	芳	夫	アーカイブ事業担当・ 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事
取	締		役	井	野	博	之	企画・総務・経理・情報開示・IR担当 阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限公司董事
取	締		役	相	原	謙	_	株式会社シリウスインターナショナル 代表取締役社長
常	勤監	査	役	関		清	美	阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司監事
監	查		役	藤	井		篤	弁護士・アルタイル法律事務所所長
監	查		役	漆	Щ	伸	_	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所 代表

- (注) 1. 取締役相原謙一氏は、社外取締役であります。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役関 清美、藤井 篤、漆山伸一の各氏は、社外監査役であります。また、各氏 については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 平成26年6月25日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、取締役橋本幸雄氏は 任期満了により退任しております。
 - 5. 平成26年6月25日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、監査役上野誠氏は辞任により退任しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区					分	支	給	人	員	支	給	額
取		緕	î		役				4名		50,0	93千円
監 (う	ち	查 社 外	監	查	役 役)				4 (4)		16, 0 (16, 0	
合 (う	ち	社	外	役	計 員)				8 (4)		66, 1 (16, 0	

- (注) 1. 上記には、平成26年6月25日開催の第34期定時株主総会の時をもって退任した取締役 1名及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。また、無報酬の取締役1名を除いております。
 - 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
 - ・取締役相原謙一氏は株式会社シリウスインターナショナルの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役関 清美氏は子会社阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限公司の監事であります。
 - ・監査役藤井 篤氏はアルタイル法律事務所の所長であります。当社と 兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役漆山伸一氏は漆山パートナーズ会計事務所の代表であります。 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役相原謙一氏は、就任された平成26年6月25日から当事業年度に 開催された取締役会16回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の 妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っており ます。
 - ・監査役関 清美氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会13回のうち13回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
 - ・監査役藤井 篤氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
 - ・監査役漆山伸一氏は、就任された平成26年6月25日から当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会10回のうち10回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
 - ・監査役上野 誠氏は、退任された平成26年6月25日までの当事業年度に 開催された取締役会5回のうち4回、監査役会3回のうち3回に出席 し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
 - (注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が3回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役相原謙一氏及び社外監査役藤井 篤氏、漆山伸一氏 は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役相原謙一氏につきましては50万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役藤井 篤氏及び監査役漆山伸一氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

名称

アーク監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			12, 800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんの で、合計額を記載しております。
 - 2. 子会社阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。
 - ③ 非監査業務の内容

合意された手続きに基づくロイヤリティーレビュー業務。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 397, 749	流動負債	773, 759
現金及び預金	1, 257, 453	買 掛 金	201, 221
受取手形	32, 452	短 期 借 入 金	305, 000
電子記録債権	26, 452	1年内返済予定の長期借入金	100, 008
売掛金	516, 432	未 払 費 用	72, 619
商品及び製品	345, 764	未払法人税等	5, 372
	ŕ	賞与引当金	28, 276
仕 掛 品	55, 755	売 上 値 引 引 当 金 事業撤退損失引当金	3, 950
原材料及び貯蔵品	88, 755	事業撤退損失り目金 そ の 他	46, 013 11, 296
前 払 費 用	10, 677	固定負債	338, 956
そ の 他	64, 180	長期借入金	183, 324
貸 倒 引 当 金	△174	退職給付引当金	136, 085
固 定 資 産	988, 639	長期未払金	12, 490
有形固定資産	530, 904	繰延税金負債	7, 057
建物	70, 829	負 債 合 計	1, 112, 715
機械装置	5, 262	(純資産の部)	
工具器具及び備品	24, 349	株 主 資 本	2, 249, 993
土地	429, 144	資 本 金	1, 136, 402
こ そ の 他	1, 317	資本 剰余金	1, 089, 782
· .		資本準備金	1, 089, 782
無形固定資産	105, 413	利益剰余金	386, 657
0 h h	97, 388	利益準備金	50, 898
その他	8, 024	その他利益剰余金	1 007 000
投資その他の資産	352, 321	別 途 積 立 金繰越利益剰余金	$1,667,000$ $\triangle 1,331,241$
投資有価証券	62, 967	機 國 利 金 利 余 金 自	△1, 331, 241 △362, 848
出 資 金	11,050	評価・換算差額等	21, 409
関係会社出資金	242, 259	その他有価証券評価差額金	21, 409
その他	50, 977	新株予約権	2, 269
貸 倒 引 当 金	△14, 931	純 資 産 合 計	2, 273, 673
資 産 合 計	3, 386, 388	負債·純資産合計	3, 386, 388

損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

	科		目		金	額
売	上	Ī	高			2, 668, 527
売	上	原	西			1, 930, 478
	売 上	総	利	益		738, 049
販	売費及び-	一般管理	費			774, 100
	営	業	員	失		36, 051
営	業外	収 茗	益			
	受 取 利	息及び	配当	金	5, 590	
	その他	」 営 業	外 収	益	17, 404	22, 995
営	業外	費	Ħ			
	支	払 和	[1]	息	3, 272	
	株 式	交	付	費	28, 527	
	その他	営 業	外 費	用	1, 750	33, 549
	経	常抽	員	失		46, 606
特	別	利 益	益			
	固 定	資 産 ラ	売 却	益	8, 546	8, 546
特	別	損				
	固 定	資 産 🏻	余 却	損	1,004	
	退職	特別力	加 算	金	128, 644	
	事 業 構	造 改	善費	用	11, 375	
	事 業	撤	退	損	63, 765	
	減	損 拮	員	失	17, 368	222, 157
1	说 引 前	当 期	純損	失		260, 216
Ì	去人税・1	住民税及	び事業	税	2, 419	2, 419
ì	当 期	純	損	失		262, 635

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

						株	主	本		
					資本乗	11余金	利	益 乗	1 余	金
		資	本	金		次十五二人人		その他利	益剰余金	利益剰余金
			·		資本準備金	資本剰余金 計	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合 計
期 首 残	高		918,	200	871, 580	871, 580	50, 898	1, 667, 000	△1, 044, 757	673, 141
事業年度中の	変動額									
新株の (新株予約権の	発 行 行使)		218,	202	218, 202	218, 202				
剰余金の	配当								△23, 848	△23, 848
当 期 純	損失								△262, 635	△262, 635
株 主 資 本 以 項目の事業年 変 動 額 (糸	度中の									
事業年度中の変動	額合計		218,	202	218, 202	218, 202	_	_	△286, 484	△286, 484
期 末 残	高	1	, 136,	402	1, 089, 782	1, 089, 782	50, 898	1, 667, 000	△1, 331, 241	386, 657

	株主	資 本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
期 首 残 高	△362, 848	2, 100, 073	15, 490	15, 490	2, 269	2, 117, 833
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		436, 404				436, 404
剰余金の配当		△23, 848				△23, 848
当 期 純 損 失		△262, 635				△262, 635
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			5, 918	5, 918	-	5, 918
事業年度中の変動額合計	-	149, 920	5, 918	5, 918	-	155, 839
期 末 残 高	△362, 848	2, 249, 993	21, 409	21, 409	2, 269	2, 273, 673

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 アルメディオ 取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員公認会計士三浦昭彦 印業務執行社員公認会計士三浦昭彦

指定社員公認会計士後藤正尚剛業務執行社員公認会計士後藤正尚剛

指定社員公認会計士島 田剛維 印業務執行社員公認会計士島 田剛維 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルメディオの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

新子貴級等に対する監督との 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計算を第21 これに基づき監査を実施することを求めている。

計算音類及いての附属切和音に里安な極層表のがないがとかっている。 ために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視 及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確 保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理 基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必 要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書につい て検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当 該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社アルメディオ 監査役会

 監査役(常勤)
 関
 清
 美
 印

 監査役
 藤
 井
 第
 印

 監査役
 漆
 山
 伸
 一
 卵

(注) 常勤監査役関清美、監査役藤井篤及び監査役漆山伸一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 960, 814	流動負債	941, 001
現金及び預金	1, 440, 715	買 掛 金	246, 579
	1, 110, 110	短期借入金	339, 641
受取手形及び売掛金	799, 576	1年内返済予定の長期借入金	100, 008
たな卸資産	655, 793	未 払 法 人 税 等	28, 240
	,	賞 与 引 当 金	38, 805
そ の 他	64, 901	売上値引引当金	3, 950
貸 倒 引 当 金	△174	事業撤退損失引当金	46, 013
	007.611	繰延税金負債	3, 135
固定資産	987, 911	そ の 他	134, 626
有 形 固 定 資 産	747, 681	固定負債	370, 827
建物及び構築物	109 990	長期借入金	183, 324
建物及び開業物	192, 889	退職給付に係る負債	136, 085
機械装置及び運搬具	99, 816	長 期 未 払 金	12, 490
 土 地	429, 144	繰延税金負債	38, 928
	120, 111	負 債 合 計	1, 311, 828
そ の 他	25, 830	(純資産の部)	
 無形固定資産	105, 584	株 主 資 本	2, 473, 843
		資 本 金	1, 136, 402
の れ ん	97, 388	資 本 剰 余 金	1, 089, 782
その他	8, 196	利 益 剰 余 金	610, 506
4D 77 0 114 0 79 **	104.045	自 己 株 式	△362, 848
投資その他の資産	134, 645	その他の包括利益累計額	160, 784
投資有価証券	62, 967	その他有価証券評価差額金	21, 409
その他	86, 609	為替換算調整勘定	139, 374
	00, 009	新 株 予 約 権	2, 269
貸 倒 引 当 金	△14, 931	純 資 産 合 計	2, 636, 897
資 産 合 計	3, 948, 726	負債・純資産合計	3, 948, 726

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

科	E E		金	(単位・1円 <i>)</i> 額
			並	
売 上	高			3, 626, 558
売 上 原	価			2, 563, 288
売 上 総	利	益		1, 063, 269
販売費及び一般管理	里 費			925, 401
営業	利	益		137, 867
営 業 外 収	益			
受取利息及	び配当	金	7, 758	
その他営業	外収	益	29, 816	37, 575
 営 業 外 費	用			
支払	利	息	4, 105	
株 式 交	付	費	28, 527	
その他営業		用	1,912	34, 545
経常	利	益	,	140, 896
特別利	益	_		,
固定資産	売 却	益	8, 554	8, 554
特別損	失	ш	0,001	0,001
19	除却	損	2, 539	
退職特別	加算	金	128, 644	
事業構造改		用	11, 375	
事業撤	退	損	63, 765	
減損	損	失	17, 368	223, 692
税金等調整前当	期 純 損	失		74, 241
法人税・住民税	及び事業	税	45, 428	
法 人 税 等	調整	額	17, 234	62, 662
少数株主損益調整前	前当期純損	失		136, 904
少数株主	利	益		_
当 期 純	損	失		136, 904

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
期 首 残 高	918, 200	871, 580	771, 259	△362, 848	2, 198, 191
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	218, 202	218, 202			436, 404
剰余金の配当			△23, 848		△23, 848
当 期 純 損 失			△136, 904		△136, 904
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	218, 202	218, 202	△160, 752	-	275, 652
期 末 残 高	1, 136, 402	1, 089, 782	610, 506	△362, 848	2, 473, 843

	その作	也の包括利益界	累計額			
	その他有価証 券評価差額金	為替與算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	新株予約権	純資産合計	
期 首 残 高	15, 490	92, 375	107, 866	2, 269	2, 308, 327	
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					436, 404	
剰余金の配当					△23, 848	
当 期 純 損 失					△136, 904	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5, 918	46, 998	52, 917	_	52, 917	
連結会計年度中の変動額合計	5, 918	46, 998	52, 917	_	328, 569	
期 末 残 高	21, 409	139, 374	160, 784	2, 269	2, 636, 897	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 アルメディオ 取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三浦 昭 彦 ⑩業務執行社員 公認会計士 三浦 昭 彦 ⑩

指定社員 公認会計士後藤正尚 ⑩業務執行社員 公認会計士後藤正尚 ⑩

指定社員 公認会計士島 田剛維 印業務執行社員 公認会計士島 田剛維 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルメディオの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の面有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について 取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人 が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまし た。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会 社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めま した。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社アルメディオ 監査役会

 監査役(常勤)
 関
 清
 美
 卵

 監査役
 藤
 井
 第
 卵

 監査役
 漆
 山
 伸
 一
 卵

(注) 常勤監査役関清美、監査役藤井篤及び監査役漆山伸一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に安定的な成果配分を行うことを念頭におき、業績の許す限り、まず安定配当として年10円の配当金を確保し、更に業績連動分を加え、配当性向・年20%以上とすることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績を総合的に勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金2.5円 配当総額21,842,365円 なお、厳しい経営状況からの再建途上であることを鑑み、中間配当金に ついては、遺憾ながら見送らせていただきました。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月26日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項 該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の 多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的 を追加するものであります。
- (2) 当社の発行済株式総数は、平成27年3月31日現在、9,192,316株まで増加し、定款に定めた発行可能株式総数の上限(20,900,000株)に近づいており(発行可能株式総数に対する割合は約44%)、今後の資金調達手段が限定的なものになりつつあります。収益力の向上と将来の成長のための施策を着実に実行し、株主・企業価値を向上させていくためには、資本政策の機動性を確保する必要があることから、現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める当社の発行可能株式総数を、20,900,000株から36,769,264株に変更するものであります。なお、この定款第6条の変更は、いわゆる買収防衛策を意図したものではありません。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第18条(任期)につき所要の変更を行うとともに、平成26年6月25日開催の第34期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

					(下梛は変更部分	アセルしより)
現	行	定	款	変	更	案
第1章 総 則 第2条(目 的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (省 略) ~ (21) (省 略) (新 設) (新 設) (22) 上記に関する付帯業務の一切				第1章 総 則 第2条(目 的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) ~ (21) (現行どおり) (22) 鉱物資源の販売及び加工品の販売 (23) 労働者派遣事業 (24) 上記に関する付帯業務の一切		
第2章 株 式 第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>20,900,000</u> 株とする。			第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>36,769,264</u> 株とする。			

現	行	定	款	変	更	案
第4章 取締役及び取締役会 第18条(任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結のときまでとする。						
(新設)				25日開催の 任された取締 時株主総会網	見定にかかわらず 第34期定時株主総 締役の任期は、平月 終結の時までとす 対則は、当該期日	<u>会において選</u> 成28年開催の定 る。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役 髙橋靖、飯沼芳夫、井野博之の3名は本総会終結の時をもって任期満 了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	高橋 靖 (昭和42年5月15日生)	平成6年3月 当社入社 平成13年4月 当社企画部事業企画課長 平成17年10月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限 公司出向 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社代表取締役常務 平成25年11月 当社代表取締役常務 平成26年1月 当社代表取締役社長(断熱材事業担当)(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限 公司董事長	566, 800株
2	并 野 博 之 (昭和32年1月19日生)	平成9年8月 当社入社 総務課長 平成12年4月 当社企画部長 平成15年6月 当社取締役企画部長 平成24年10月 当社取締役(企画・総務・経理・情報開示・IR担当)兼企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事	22, 200株
3	※ 一	平成17年7月 当社入社 平成17年10月 阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限 公司出向 平成26年4月 阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限 公司董事・総経理 (現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽 (蘇州) 無機材料有限 公司董事・総経理	一株

候者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
4	※ 斎藤泰志 (昭和47年2月4日生)	平成15年7月 ネクステック株式会社(現株式会社経営共創基盤)入社 経営管理部長 平成16年9月 同社取締役 で成17年5月 同社取締役執行役員CFO 平成21年4月 同社代表取締役執行役員社長 平成24年11月 株式会社経営共創基盤ネクステックカンパニー長(現任)(重要な兼職の状況) 株式会社経営共創基盤ネクステックカンパニー長	一株
5	※ 篙	平成19年4月 株式会社ソリッドコミュニケーション入社 平成27年5月 株式会社TIBS設立 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TIBS代表取締役 社長	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 斎藤泰志氏、高山達明氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏については、 東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出を行う予定です。
 - 4. 斎藤泰志氏につきましては、経営コンサルタントにおける長年の経験及びビジネス経験・知識等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 5. 高山達明氏につきましては、システム業界におけるビジネス経験・知識等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 6. 本議案において、斎藤泰志氏、高山達明氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1 項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
袋 答 博	昭和58年3月 当社入社 平成9年3月 当社テストメディア事業部長 平成11年1月 当社クリエイティブメディア事業部長 平成12年2月 当社社長室内部監査担当 平成13年7月 当社新規事業開発担当 平成26年2月 当社総務部株式担当(現任)	22,000株

⁽注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及 び特別委員選任の承認の件

当社は、平成18年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、平成18年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、平成19年6月25日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」(以下「本基本方針」といいます。)に変更する等の修正を行った上で、これを継続することについてご承認をいただいており、その後も、毎年の定時株主総会において、所要の修正を行った上で、その継続についてご承認をいただいておりました。

この度、当社は、本基本方針の有効期間が迫ってきたことから、本基本方針の継続の是非について再度検討したところ、昨今の厳しい経済情勢や当社を取り巻く事業環境等の諸要素に鑑みると、本基本方針には引き続きその必要性が認められるとの結論に至りましたので、本基本方針を継続することにつき、株主の皆様の過半数をもってご承認をお願いするものであります。また、基本方針の継続のご承認に併せて、特別委員会の委員の方々(【別紙4】をご参照ください。)につきましても委員にご就任いただく(1名継続、2名新任となります。)ことにつき、株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認いただきたく存じます。

本基本方針は事前警告型プランであり、経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日)の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっておりますとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。なお、本議案が否決された場合には、本総会後最初に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものと致します。

なお、本基本方針の継続にあたっては、必要に応じて、記載内容の一部修正・変更等を行っておりますが、本基本方針のスキームに変更はございません。

また、本日現在、当社が第三者から当社に対する買収行為又は当社株式の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実は、ございません。

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針(買収防衛策)の概要

I. 当社企業価値の源泉

当社及びその子会社(以下、単に「当社」といいます。)は、現在、テストメディアの開発・製造・販売を行うプロダクトインスペクション事業(旧「テストメディア事業」をいい、以下、単に「プロダクトインスペクション事業」といいます。)、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスク等の販売を行うアーカイブ事業、耐火材料の製造・販売を行う断熱材事業等を営んでおりますが、当社設立以来、プロダクトインスペクション事業を基幹事業としております。このプロダクトインスペクション事業は、当社設立以来、30年以上に

わたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であり、当社事業が多角的に展開できているのもこの主幹事業の存在があってこそのものといえます。

このプロダクトインスペクション事業は、PC用ドライブ等のPC関連機器、オーディオ用のCD・MD・DVDプレーヤ等のAV機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業であり、特定の事業者に傾倒しない中立・公正な「規準」を提供することに存在価値があるものです。

そのため、プロダクトインスペクション事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請される事項であり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立し、プロダクトインスペクション事業を基盤に、安定的に収益を上げ、当社の各種事業を発展・拡大させてまいりました。

したがいまして、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がこれらにあることを肝に銘じ、今後とも、 プロダクトインスペクション事業を基盤に、その源泉を活かして、企業価値、 ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

Ⅱ. 当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、また多角化を行い、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、創業以来の当社のスタンスである、他の企業グループ・メーカーからの独立性を維持し、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注せず、すべてのメディア規格に対してテストメディアを公平に開発・製造し、供給することにより、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感をより一層厚くし、主幹事業であるプロダクトインスペクション事業を基盤に、当社のプレゼンスを今後とも確固たるものにしてまいります。

当社は、記録メディアの多様化及びネット配信の進展と光ディスク事業の成熟化が進んでいることに鑑み、平成24年5月15日付けで「経営再建計画(ALM2012)」の策定を公表し、この計画に基づき、プロダクトインスペクション事業を含む当社のディスク事業の在り方を再検討し、需要の発掘による売上の拡大を志向するとともに、会社組織を最適化する等といった施策を講じることで、当社の事業基盤をより強固にするよう、努力してまいりました。その結果、プロダクトインスペクション事業に係る自動車向け需要は堅調に推移し、また、アーカイブ事業の立ち上げや阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司の断熱材事業の売上の拡大等を通じた業容の多様化も着実に進捗するなど、一定の成果は得られつつあります。

また、平成26年度は、平成26年4月30日付け「再成長計画(ReGrowth2014)の実施について」の策定を公表し、経営の安定化や平成26年度における連結営業利益の黒字化を図ってまいりましたところ、平成27年3月31日付けでクリエイティブメディア事業の音楽映像市場からの事業撤退を決定しつつも、再成長計画(ReGrowth2014)の平成26年度目標である連結営業利益の黒字転換を達成することができました。

こうした状況を受け、当社は、引き続き、経営の安定化を図りつつ、経営体制の強化を図り、新成長ドライバーを確立するべく、平成27年4月30日付けで再成長計画(ReGrowth2015)の策定を公表致しまして、平成27年度は、積極的な投資や事業領域の拡大により、会社の再成長を加速させ、ひいては、当社の企業価値の確保・向上を実現するべく、邁進していく所存です。

また、当社は、本年6月25日開催予定の第35期定時株主総会において独立役員¹である社外取締役2名を選任する予定であること、これまで同様、監査役3名全員を社外監査役²とし独立役員³として届出を行うことや、IR活動の強化を引き続き行っていくこと等により、引き続き、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。

その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、当社の業 容の多様化を推進し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応 えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社の プレゼンスをより一層高めてまいる所存です。

Ⅲ. 本基本方針について

1. 基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得(いわゆる非友好的企業買収)が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、こ

れまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様に当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同 の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ま せん。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年6月25日開催の第35期定時株主総会において、出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定致しました。

なお、平成27年3月末日現在の当社の大株主の状況につきましては、【別紙5】をご参照ください。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員に現在ご就任いただいている独立役員である社外監査役全員からの賛同を得た上で、平成27年5月15日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、独立役員である社外監査役3名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行なわれることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様の意向を確認するために、平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の委員の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を願うことと致しております。

当社は、同定時株主総会において本基本方針の継続又は特別委員会の委員の方々の選任について株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、同定時株主総会後に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものと致します。

2. 目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の 観点から、当社に対する買収行為又は当社株式の大量買付行為(以下、総称 して「買収行為」といいます。)を行おうとする者(以下「行為者」といい ます。)に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を 毀損するような買収行為(以下「濫用的買収」といいます。)を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉又は買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等4と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール(以下「事前遵守ルール」といいます。)と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準(以下「評価基準」といいます。)を予め公表します。そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします(ただし、その虞(おそれ)と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。)。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が 発行者である株券等5について、行為者及び行為者グループ6の 株券等保有割合7が20%以上となる買付けその他の取得をする前 に、又は(ii)当社が発行する株券等8について、公開買付け9に 係る株券等の株券等所有割合10及び行為者の特別関係者11の株 券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必 ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

- ② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・行為者及び行為者グループの概要
 - ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資 金提供者の名称及び概要
 - ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える 影響とその内容
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
 - ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報 (なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行 為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分で あると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加 の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特 別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合 には、行為者に対して、その旨を通知(以下「情報受領 通知」といいます。)します。)
- ③ 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の 情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加 させないこと。

特別委員会の評価期間(行為者が情報受領通知を受領した日から起算) 買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内 その他の場合 原則として90日以内

(ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。)

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為又はそれに 類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をも たらす虞のあるものではないとき
 - (a) 強圧的買収類型

いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的 二段階買収 等

- (b) 機会損失的買収類型
- (c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
- (d) その他、上記各類型に準じる買収類型

(詳細は【別紙1】本基本方針ガイドラインをご参照ください。また、【別紙6】本基本方針のフロー図も、併せてご参照ください。)

(2) 発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した 社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成さ れる特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取 締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な 決定をします(特別委員会の概要につきましては、【別紙3】特別委員 会設置要領をご参照ください。また、特別委員の略歴を【別紙4】特別 委員会の構成員である社外取締役及び社外監査役等の略歴にて開示して おりますので、併せて、ご参照ください。)。

特別委員会は、対抗策の発動又は不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動又は不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止

本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様に本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、又は取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直し又は廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に 行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様によ り適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段 を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実 現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が 議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付け を公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白 な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための 工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の 時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を 得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本 基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体 的意思又は取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止 ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかに その旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの 遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふ まえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします(ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。)。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動又は不発動を決定した場合には、速やかに、 法令又は証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、 当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株 につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的 である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決 議を行う取締役会において決定します(この他、新株予約権の詳細につきま しては、【別紙2】新株予約権の概要をご参照ください。)。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、 上記3.(1)【事前遵守ルール】②及び③ならびに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の 利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な 議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新 株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回 し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回又は中止を決定した場 合には、速やかに、法令又は証券取引所規則に従って、その旨の情報開示を することとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回又は中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様に与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株子約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使(新株

予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等12と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。)し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(又は当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)又は、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

6. 本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

- 【別紙1】当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガ イドライン
- 【別紙2】新株予約権の概要
- 【別紙3】特別委員会設置要領
- 【別紙4】特別委員会の構成員である社外取締役及び社外監査役等の 略歴
- 【別紙5】当社の大株主の状況
- 【別紙6】本基本方針のフロー図

以上

- 1株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役又は社外監査役を意味します。
- 2会社法第2条第16号に規定されます。
- 3前揭注1参照。
- 4会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。
- 5金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
- 6 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
- 7金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
- 8金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
- 9金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
- 10金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
- 11金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
- 12会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

【別紙1】

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買収しようとする者又は大量の当社株式を取得しようとする者(以下、総称して「行為者」という。)に適正に対応するための当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針(以下「本基本方針」という。)の内容、手続及び運用指針を定めたものである。

1. 対抗策発動の条件

特別委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと 判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとする(た だし、その虞と対抗策発動による影響とを比較考量して、発動することが相 当であると認められる場合に限る。)。かかる勧告がなされた場合に限り、 当社取締役会は対抗策を発動することができるものとする。

- (1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- (2) 濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為又はそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

- (1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i) 当社が発行者である株券等¹³について、行為者及び行為者グループ¹⁴の株券等保有割合¹⁵が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、又は(ii) 当社が発行する株券等¹⁶について、公開買付け¹⁷に係る株券等の株券等所有割合¹⁸及び行為者の特別関係者¹⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- (2) 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【特別委員会が求める情報】

- ・行為者及び行為者グループの概要
- ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供 者の名称及び概要
- ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
- ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主に与える影響とその内容
- ・行為者の経営方針及び事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
- ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
- (3) 特別委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買収

上記1.(2)の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為又はそれに類する行為等である場合をいう。

(1) 強圧的買収類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラー)ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合
- ② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者又はそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者又は そのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する 予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に 支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額 資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配 当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機 会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(※)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
 - (※)強圧的二段階買収 : 最初の買付けで全株式の買付けを 勧誘することなく、二段階目の買付 条件を不利に設定し、あるいは明確 にしないで、公開買付け等の株式買 付けを行うこと

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、 現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報 等の提供を拒否する場合

- (3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
 - ① 買収条件(価格、内容、時期、方法、違法性の有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない。)が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合
 - ② 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、 従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値 の重大な毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を著しく

妨げるおそれがあると判断される場合、又は行為者の経営支配 権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値の比較に おいて、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比 べて明らかに劣後すると判断される場合

- ③ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者 による買収である場合
- (4) その他、上記各類型に準じる買収類型 行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行 為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、及び社 会通念上、不適切な行為者による場合

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

① 特別委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求め る場合

最初の情報提供要求 追加の情報提供要求

買収提案から10営業日以内 直近の情報要求から10営業日以内

② 行為者の情報提供期限 最初の情報提供要求

当社の要求から3営業日以内 追加の情報提供要求 要求する情報に応じ特別委員会が定 める適切な日数

行為者が上記期間以内に情報提供に応じない場合は、当社は行 為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意 思がないものとみなす。ただし、明確に情報提供の意思があり、 事前に回答期間の延長について要求がある場合は、必要に応じ回 答期間の延長を行う場合がある。

なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受 領した場合には、行為者に対して、その旨を通知(以下「情報受 領通知」という。) する。

③ 行為者による買収行為を評価する期間 行為者が情報受領通知を受領した日から起算して 買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内 その他の場合 原則として90日以内

(なお、必要に応じ延長する場合には適宜その旨、延長後の期 間及び延長を必要とする理由を情報開示する。また、延長し た場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価す る期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示を する。)

5. 情報開示、代案提示

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知した場合、当社が行為者に対し情報受領通知を行った場合、特別委員会が対抗策の発動又は不発動を勧告した場合、当社取締役会が対抗策の発動又は不発動を決議した場合、対抗策発動を撤回又は中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、及びその他法令又は証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を情報開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部又は全部を情報開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

6. 対抗策の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、【別紙2】新株予約権の概要によるものとする。

7. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会は対抗策の発動後の行為者の対応によっては、再度、上記2. (2)、4. ③及び下記8. (1)②に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な対抗策を講じる。

8. 対抗策の発動

(1) 発動の決定

対抗策発動の際には次の手続を経るものとする。

- ① 当社取締役会が特別委員会に対抗策発動の適否を諮問する。
- ② 特別委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に対抗策発動又は不発動を勧告する。
- ③ 当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重の上最終的に発動を決定する。

(2) 発動の撤回又は中止

当社取締役会は対抗策発動を決定した場合でも新株予約権無償割当ての効力発生日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(又は当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)、又は行為者が買収行為等を撤回した場合には対抗策発動の撤回又は中止をすることができる。

また、特別委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策 発動の撤回又は中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会 は特別委員会の勧告を最大限尊重の上、最終的に発動の撤回又は中止を 決定する。

9. 対抗策発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は対抗策を発動しない。

① 行為者が公開買付けを公告し又はその他適切な方法により買付けを公表した上で、当社が意見表明、代案提示、対抗策の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合。

(明白な株主意思の尊重)

② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、 行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合。

10. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、導入後毎年の定時株主総会の終結の時までとし、定時株主総会において株主に本基本方針の継続、見直し、廃止を諮る。

11. 本基本方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本基本方針は見直し又は 廃止される。

- ① 臨時株主総会において出席株主の過半数が見直し又は廃止に賛成したとき。
- ② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直し又は廃止に 替成したとき。
- ③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の 取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本 基本方針の見直し又は廃止が必要と判断したとき。

12. 特別委員会

特別委員会の構成等については、【別紙3】特別委員会設置要領によるものとする。

- 13金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
- 14金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
- 15金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
- 16金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
- 17金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
- 18金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
- 19金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

新株予約権の概要

【別紙1】本基本方針ガイドライン第6項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値及び株主 共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行 為等に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上するための合理的 な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。

2. 割当て方法

対抗策の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日(以下「基準日」という。)の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数 (ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)とし、新株予約権無償割 当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第4項(2)に定める 株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

- 4. 新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。) は、原則として1株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

- 5. 新株予約権の払込金額 無償とする。
- 6. 新株予約権の行使に際して出資される金額の総額 第7項に定める行使金額に第3項に定める発行する新株予約権の総数を乗 じた額を上限とする。

- 7. 各新株予約権の行使に際して出資される金額 1円に対象株式数を乗じた額とする。
- 8. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1(1円未満は切り上げ)の額を資本に組入れるものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から1か月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で2か月間まで延長できる。なお、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案又は当社株式の大量買付行為がなされ、本基本方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 買付者
 - ② 買付者の共同保有者
 - ③ 買付者の特別関係者
 - ④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者
 - ⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者(当初の新株予約権者から法令に従い第15項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む。)
- (4) 次の①ないし⑫に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該 ①ないし⑫に定めるところによる。
 - ① 「本基本方針」とは、当社の平成26年5月15日の当社取締役会 決議において決定された当社の企業価値及び株主共同の利益向 上に関する基本方針をいう。
 - ② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行う又は行おうとする者をいう。

- ③ 「買付提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、 買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその 他の取得、又は(ii)当社が発行する株券等について、買付者等 の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上 となる公開買付けに関する提案をいう。
- ④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者 及び当社株式の議決権共同行使可能者をいう。
- ⑤ 「大量買付行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、又は(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
- ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律 第25号。その後の改正を含む。以下同じ。)第27条の23第5項 に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者 とみなされる者を含む。
- ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定 する特別関係者をいう。
- ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の 23第1項に規定する株券等をいう。
- ⑤ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第 1項に規定する株券等をいう。
- ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保 有をいう。
- ① 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する 保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含 む。
- ⑩ 「株式等」とは、会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式 等をいう。

11. 取得条項

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(又は当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)又は行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することができる取得条項を付すものとする。
- (2) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が

定める日に、当該日において行使が可能となっている新株予約権を当 社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すこ とができる。

- (3) 前二項に従い新株予約権を取得する場合、当社は、会社法第273条又は 第274条の規定に従い、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に 対し、通知又は公告するものとする。
- 12. 新株予約権無償割当ての効力発生日 新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日
- 13. 新株予約権の行使請求受付場所 新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請 求受付場所
- 14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関 新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取 扱金融機関
- 15. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- 16. 新株予約権証券の発行に関する事項 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

【別紙3】

特別委員会設置要領

1. 設置

特別委員会は当社取締役会により設置される。

2. 構成

- (1) 特別委員会は3名以上の委員により構成される。
- (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、外部有識者などから委員を選任する。
- (3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。
 - ① 現在又は過去において当社及び当社の子会社又は関連会社(以下、総称して「当社グループ」という)の取締役又は監査役等になったことがない者(社外取締役及び社外監査役を除く)
 - ② 現在又は過去における当社グループの取締役又は監査役の一定 範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在又は過去 に取締役又は監査役等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役又は監査役等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係の ない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者及びこれらに相当する有識者)

3. 委員の選解任等

特別委員会の委員の選解任は当社取締役会の過半数の決議によりこれを行う。なお、社外取締役及び社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、特別委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 特別委員会の招集

当社代表取締役及び各委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。

5. 特別委員会の役割

特別委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して対抗策を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、特別委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に 関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は特別委員会の助言又は勧告を最大限尊重するものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の替成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由により委員全員が出席できない場合は、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 特別委員会に対する助言

特別委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

【別紙4】

特別委員会の構成員である社外取締役及び社外監査役等の略歴

高山 達明 (昭和51年6月25日生)

平成19年4月 ㈱ソリッドコミュニケーション入社

平成27年5月 ㈱TIBS設立、代表取締役社長(現任)

平成27年6月 当社社外取締役(候補者)

※平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会で選任予定

藤井 篤(昭和25年4月5日生)

昭和54年4月 弁護士登録

昭和54年4月 代々木総合法律事務所入所 平成12年4月 ウェール法律事務所設立 平成12年6月 当社非常勤監査役 (現任)

平成17年9月 東京フロンティア基金法律事務所入所 平成26年11月 アルタイル法律事務所設立 所長 (現任)

漆山 伸一(昭和40年5月23日生)

平成元年4月 監査法人トーマツ入社 平成8年2月 監査法人トーマツ退社 平成8年4月 漆山公認会計事務所設立

(現 漆山パートナーズ会計事務所 代表) (現任)

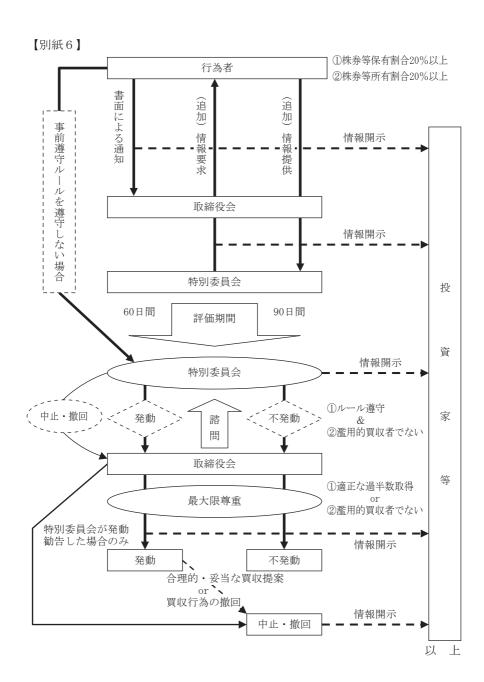
平成26年6月 当社非常勤監査役(現任)

【別紙5】

当社の大株主の状況

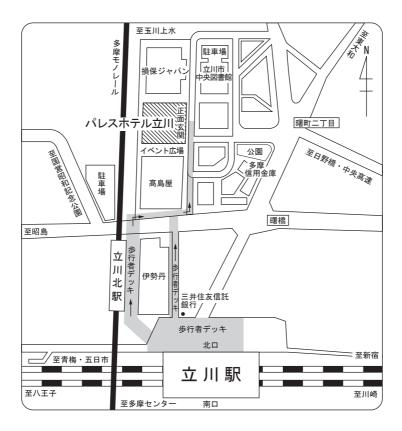
平成27年3月31日現在

株主名											当社への出資状況					
											株	数	出	資	比	率
日	本	証	券	金	融	株	式	숲	社		1, 042, 10	00株	11. 33%			3%
髙			橋	橋					靖	566, 800			6. 16			
株	式	숲	社	ア	ル	メ	デ	1	オ		455, 3	70	4. 95			5
髙	斯 橋 正							260, 400			2.83					
飯			沼			芳			夫		221, 70	00			2. 41	
多		摩	1	信 月			金		庫	214, 000			2. 32			
長	4	}	Щ	Ш			利				172, 0	00			1.87	,
株	式	会	社	- 1) -	そ	な	銀	行		137, 0	00			1. 49)
日本	キトラ	ラステ	-\ \ ·	サー	ビス	信託	銀行		118, 800			1. 29				
ア	ル	メ	デ	1 7	十 社	: 員	持	株	会		110, 6	19			1. 20)



株主総会会場ご案内図

東京都立川市曙町二丁目40番15号 パレスホテル立川 4階 ローズルーム 西



JR立川駅北口より徒歩7分 多摩モノレール立川北駅より徒歩5分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので 最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。